

（前照灯）

**第244条** 前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第2項の告示で定める基準は、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.（4.5.1.1.、4.5.1.3.から4.5.1.6.まで及び4.12.を除く。）、5.1.、5.2.及び5.4.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、JIS規格C7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第149号の規則4.5.2.2.（b）の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第149号の規則5.1.、5.2.及び5.4.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

2 前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前照灯の照明部及び取付位置の測定方法は、二輪の原動機付自転車以外の原動機付自転車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用し、二輪の原動機付自転車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

- 一 光度が1万cd以上の前照灯にあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であること。
- 二 前照灯の取付位置は、地上1m以下であること。
- 三 前照灯は、原動機が作動している場合に常に点灯している構造であること。
- 四 前照灯の個数は、1個又は2個であること。
- 五 前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である原動機付自転車に備えるものには、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。
- 六 前照灯は、点滅するものでないこと。
- 七 前照灯の直接光又は反射光は、当該前照灯を備える原動機付自転車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 八 前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。